

令和2年度 奈良県災害廃棄物対策教育・訓練（図上演習）実施業務委託  
公募型プロポーザル実施説明書

## 第1 業務の目的

平成27年度に策定した県災害廃棄物処理計画を基に、県・市町村等職員を対象に県・市町村合同の教育・訓練（図上演習）を実施し、災害発生時における関係機関との連携強化や各主体の対応能力の向上を図るものとする。

## 第2 一般事項

### 1 委託業務名

令和2年度 奈良県災害廃棄物対策教育・訓練（図上演習）実施業務委託

### 2 委託期間

契約締結の日から令和3年3月26日（金）まで

### 3 委託金額

3,399千円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内  
支払いは委託業務の履行確認後、一括して行う。

### 4 プロポーザルの性格

本プロポーザルは公募型により実施

### 5 問い合わせ先

奈良県 水循環・森林・景観環境部 環境政策課 きれいプロジェクト推進係

〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL：0742-27-8663 / FAX：0742-22-1668

E-mail：kankyo@office.pref.nara.lg.jp

## 第3 業務の内容

平成30年大阪北部地震のような中規模地震が県内で発生した場合を想定した発災初動期から応急対応期における災害廃棄物処理関連業務（災害廃棄物処理体制の確立、県・市町村等による情報収集・連絡調整、災害廃棄物発生量の推計、仮置場の設置・運営等）を主な内容とした図上演習を実施するために必要なシナリオ編成や教材・資料の企画・提案・作成、及び対応型図上演習運営を行う。

### 1 具体的な内容

#### （1）図上演習の実施のための資料等の作成

①演習シナリオ（被害想定含む）、状況付与情報の作成・印刷

②各種報告様式、アンケート等演習資料の作成・印刷

なお、資料等の作成にあたっては、以下の事項に留意すること。

・図上演習は対応型図上演習とし、参加者が災害廃棄物の処理について疑似体験し、対応力の向上を図れるよう、奈良県災害廃棄物処理計画を踏まえた内容とすること。

- ・対象とする災害廃棄物は、地震により発生する廃棄物を想定すること。
- ・災害想定規模は県内での広域処理で対応できる規模とすること。
- ・想定期間は、発災初動期から応急対応期とすること。
- ・参加者は、有識者、県災害廃棄物対策本部員、奈良県災害廃棄物処理緊急支援要員、県内市町村の一般廃棄物担当、一部事務組合の一般廃棄物処理担当職員、民間団体の職員等（以下、「図上演習参加者」という。）を想定する。

(2) 図上演習参加者向け事前説明会の実施

①事前説明会資料の作成・印刷

②事前説明会の運営に係るスタッフ（1名以上）の配置

なお、事前説明会の実施にあたっては、以下の事項に留意すること。

- ・配置するスタッフについては、説明者を必ず配置すること。
- ・上記①、②に含まれない会場の手配及び設営、必要物品の調達、参加者への連絡調整等は県が行う。

(3) 図上演習の実施

①図上演習の運営（1日間）に係るスタッフ（2名以上）の配置

②図上演習の実施に必要な物品※の調達

※コピー機：1台

なお、図上演習の実施にあたっては、以下の事項に留意すること。

- ・配置するスタッフについては、説明者及び進行管理者（演習シナリオや状況付与情報の作成者等、演習時の状況に応じた適切な判断・対応ができる者）を必ず配置すること。
- ・上記①に含まれない会場の手配及び設営、有識者の手配、ファシリテーターの手配、必要消耗品の調達、参加者への連絡調整等は県が行う。

2 対象者（予定）

県、市町村、一部事務組合及び民間団体の職員（県：30名規模、市町村等30名規模）

3 会場及び開催時期

(1) 図上演習参加者向け事前説明会

会場：奈良県内の会議室等

時期：令和2年12月～令和3年1月頃に1回

(2) 図上演習

会場：奈良県内の会議室等

時期：令和2年12月～令和3年1月頃に1回

#### 第4 参加資格

単独または共同提案によるものとする。

1 単独提案の場合

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月27日奈良県告示425号）による競争入札参加有資格者のうち、営業種目Q4（検査・分析・調査業務）で登録している者であること。
- (7) 過去10年間（平成22（2010）年4月1日から令和2（2020）年3月31日）に、国又は地方公共団体（一部事務組合や広域連合を含む。）との間で、災害廃棄物に関する教育・訓練等の実施や、災害廃棄物処理計画の策定等の業務実績を有すること。

## 2 共同提案の場合の資格等

- (1) 必ず幹事者を決め、全提案者の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押した共同企業体委任状及び共同体協定書を提出すること。その際、代表者の印は契約時に使用するものと同一とする。
- (2) 幹事者及び構成員は、他の構成員が行う行為に対しても連帯してその責を負うこととする。
- (3) 各事業者は複数の共同提案に参加することはできない。また、共同提案に参加しながら自らが単独で提案を行うことはできない。
- (4) 幹事者及び構成員の変更は、原則としてできない。
- (5) 幹事者は1（1）～（7）、構成員は1（1）～（6）に該当すること。

## 第5 本プロポーザルに係る交付資料

### 1 交付資料

- (1) 公募型プロポーザル実施説明書
- (2) 参加申込書に関する書類【様式1～様式3】
- (3) 奈良県災害廃棄物処理計画（平成28年3月）
- (4) 奈良県廃棄物処理計画（第4次計画）（平成30年3月）

### 2 交付期間

令和2年5月20日（水）から令和2年6月10日（水）まで  
（開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とします。）

### 3 交付場所

〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁主棟 2 階

奈良県 水循環・森林・景観環境部 環境政策課 きれいプロジェクト推進係

※交付資料については、奈良県水循環・森林・景観環境部環境政策課ホームページからダウンロード可能。

## 第6 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、参加申込書及び企画提案書を指定期限までに提出してください。提出方法は、持参または郵送によることとし、郵送による場合は、簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とします。

なお、提出された参加申込書等の内容、参加資格条件について審査し、不適切な場合は非選定の通知を行います。

### 1 参加申込書（様式1～様式3）の提出

#### (1) 提出期間

令和2年5月20日（水）から令和2年5月28日（木）午後5時まで

（開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とします。）

#### (2) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁主棟 2 階

奈良県 水循環・森林・景観環境部 環境政策課 きれいプロジェクト推進係

#### (3) 提出方法

持参または郵送に限る

#### (4) 提出書類

- ・参加申込書【様式1】
- ・会社概要【様式2】
- ・業務実績【様式3】（第4の1（7）に記載の業務について）

### 2 企画提案書の提出

#### (1) 提出期間

令和2年6月1日（月）から令和2年6月10日（水）午後5時まで

（開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とします。）

#### (2) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁主棟 2 階

奈良県 暮らし創造部 景観・環境局 環境政策課 きれいプロジェクト推進係

#### (3) 提出方法

持参または郵送に限る

#### (4) 提出書類

①企画提案書（様式自由。A4用紙5～10枚程度にまとめる。参考資料の添付可。） 1部

- ・上記「第3 業務の内容」に記載の各項目について、「第5 本プロポーザルに係る交付資料」に掲げる交付資料を参考にして、基本的な考え方や実施方法、作業工程（スケジュール）等を提案すること。

- ・企画提案書の表紙には、代表者の押印を行うこと。
- ②実施体制（様式自由） 1部
  - ・担当者等を明記し、各人の過去の担当業務実績内容を記載すること。
- ③受注実績（様式自由） 1部
  - ・上記「第4 参加資格」の1（7）の業務実績を記載すること。
  - ・なお、実績数は委託者選定の評価項目とします。
- ④見積書（様式自由） 1部
  - ・宛先は「奈良県知事 荒井正吾」とすること。
  - ・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。
  - ・なお、費用は委託者選定の評価項目とするとともに、契約の参考とします。
- ⑤会社概要 1部
  - ・会社名、所在地、代表者、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容等の記載された会社概要書を提出すること。

## 第7 質問及び回答

### 1 受付期間

令和2年5月20日（水）から令和2年5月28日（木）午後5時まで

### 2 質問方法

質問書（様式不問）に質問内容を記入し、事前連絡の上、FAX または電子メールにて送付してください（審査の内容に関係しない軽易な質問内容を除き、電話または口頭による質問は受け付けません。）。

### 3 提出先

〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁主棟 2 階

奈良県 水循環・森林・景観環境部 環境政策課 きれいプロジェクト推進係

TEL：0742-27-8663 / FAX：0742-22-1668

E-mail：kankyo@office.pref.nara.lg.jp

### 4 質問内容に対する回答

参加申込書の提出があった事業者から受理した質問内容を全てまとめ、令和2年5月29日（金）午後5時までに、参加資格が確認された各業者の参加申込書に記載のFAX又は電子メールに回答します。

## 第8 企画提案書のヒアリング

行いません。

## 第9 審査及び結果通知

別表の「令和2年度 奈良県災害廃棄物対策教育・訓練（図上演習）実施業務委託にかかる事業者評価基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定します。

審査結果は、各参加者に通知します。

## 第10 契約の締結

審査の結果、選定された最優秀提案者を受託者とし、業務委託契約を締結します。

契約額は、企画提案書を参考に、最優秀提案者との協議により業務実施仕様書を確定した後に決定するものとし、契約に際しては、正式の見積書を提出していただきます。

なお、この協議が不調に終わった場合には、原則、審査において次点となった参加者を受託候補者として、同様の手続きを行うこととします。

## 第11 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 最優秀提案者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 最優秀提案者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記 (1) から (5) のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記 (1) から (5) のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記 (6) に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

## 第12 契約の解除

契約締結後、契約者について上記「第11 契約の不締結」の (1) から (7) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、上記「第11 契約の不締結」の(1)、(3)、(4)及び(5)中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

また、企画提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合は、契約を解除し、委託先を変更することを妨げないものとします。

## 第13 留意事項

### 1 内容の承諾

本プロポーザルに参加する者は、企画提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものと見なします。

### 2 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しません。なお、これらの書類については、本業務以外の目的では使用しません。

### 3 企画提案書の追加、修正等

提出された企画提案書の差替え及び追加、削除は、理由の如何に関わらず一切認めません。

### 4 提案等にかかる費用負担

企画提案書類の作成、提出に要する費用は各参加者の負担とします。

### 5 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 上記「第4 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) その他不正な行為があったとき。

### 6 入札参加停止措置の取り扱い

提出書類の提出後、契約締結までの手続期間中に参加者が入札参加停止措置の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行います。

### 7 提案の辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに、上記「第2 一般事項」の「5 問合せ先」まで連絡するとともに、書面にて辞退の届け出をしてください。

### 8 再委託等の禁止

受託者は、本件業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合はこの限りではありません。

### 9 その他

平成27年4月1日に奈良県公契約条例(平成26年7月奈良県条例第11号。以下、「条例」

という。)が施行されました。本業務を受注しようとする者は、条例で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。)の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

その他の定めのない事項については、奈良県契約規則(昭和39年5月25日奈良県規則第14号)に従うものとします。



## <参考条文>

### ○奈良県公契約条例

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公契約 県が発注する建設工事の請負契約、県が業務を委託する契約及び県と地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者との公の施設の管理に関する協定をいう。
- 二 特定公契約 公契約のうち、第八条から第十七条までの規定の適用を受ける公契約として規則で定める種類及び金額のものをいう。

#### (基本方針)

第六条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、公契約の相手方の適切な選定及び公契約の適正な履行の確保を図るものとする。

- 一 公契約の相手方の選定に当たっては、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上に対する寄与の程度を勘案すること。
- 二 公契約の履行に当たっては、受注者及び下請負者等に対し次に掲げる事項その他の法令の遵守を求めること。
  - ア 最低賃金法第四条第一項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第三条に規定する最低賃金額（同法第七条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による被保険者（同法第三条第四項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による被保険者（同条に規定する七十歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者について、同法第七条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四条の二第一項の規定による届出を行うこと。

## 令和2年度 奈良県災害廃棄物対策教育・訓練（図上演習）実施業務委託にかかる事業者評価基準

評価項目		評価基準	審査点 (満点)A	係数 B	配点 A×B
企画提案力	基本的な考え方	① 事業趣旨を的確に捉えているか。	5点	1	5点
	目的の明確化	② 図上演習の目的・対象が明確であるか	5点	2	10点
		③ 合理・客観的根拠を備えているか	5点	2	10点
	演習の内容・進め方・工夫点	④ 参加者に県計画の理解を促し、危機対応能力向上について気づきを促す内容となっているか	5点	1	5点
		⑤ 中規模地震を想定した、具体的な内容・進め方を提示しているか	5点	2	10点
		⑥ 地域特性を踏まえた企画ができているか	5点	2	10点
業務遂行力	業務実施体制	⑦ 実施体制の充実度	5点	3	15点
		⑧ 実績を有する人材の配置	5点	3	15点
	業務実績	⑨ 十分な業務実績があるか。	10点	1	10点
見積価格			10点	1	10点

- ※1 各選定委員は、提出書類に基づき上記項目について評価する。
- ※2 各選定委員の評価点の合計が最も高得点のものを委託（契約）業者とする。  
ただし、各選定委員の評価点の合計が6割未満である場合、または6割以上の場合でも評価委員会において契約の相手方として適当であると承認されなければ、特定することができないものとする。
- ※3 審査の結果、評価点が同点の場合は、「企画提案力ー業務遂行力ー見積価格」の順で評価点の高得点のものを委託（契約）業者とする。
- ※4 提案者が2者に満たない場合は、評価基準による評価点が6割以上であり、かつ契約の相手方として適当であると評価委員会で承認されなければ特定することができない。その場合、環境政策課長は特定した相手方につき、奈良県水循環・森林・景観環境部請負業者等選定審査会の承認を得ることとする。